

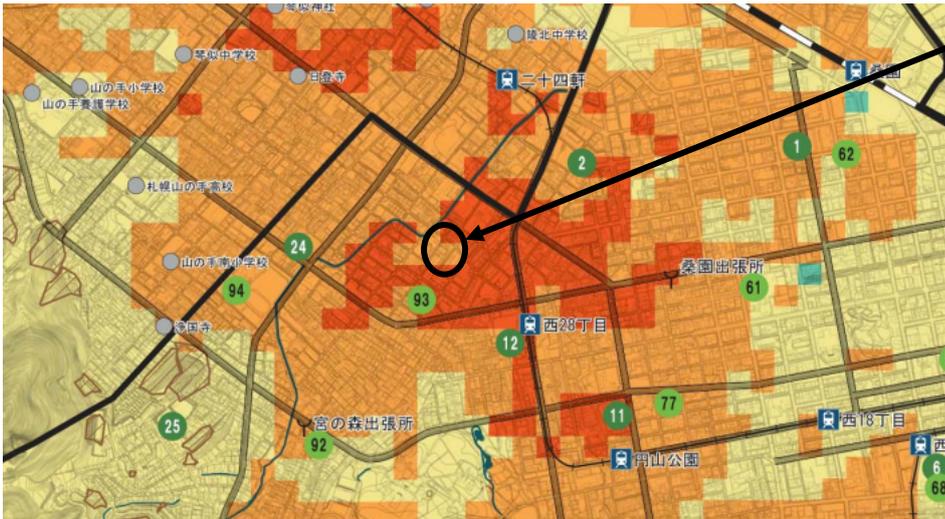
株式会社 町コム 非常災害対策計画

「訪問看護・リハビリテーションセンター ななかまど中央」

1. 事業所所在地：札幌市中央区宮の森4条2丁目1-13

札幌市地震マップより

(https://www.city.sapporo.jp/kikikanri/higoro/jisin/documents/01map_tyuuouminami.pdf)



札幌市地震マップによると、当事業所の位置は地震の際に震度7の危険性がある地帯となっている。事業所周辺にはマンションも多く、事業所は築40年以上経っているため建物の倒壊の危険性もあるため、防災にまた、周辺には保育所・児童会館もあるため近隣の施設との

協力体制が必要である。

事業所周辺の徒歩10分以内の指定緊急避難所は宮の森小学校・向陵中学校となる。

指定緊急避難場所一覧			
NO	施設名	所在地	指定の有無
1	桑園小学校	北8条西17丁目1	○
2	日新小学校	北8条西25丁目2-1	○
3	中央中学校	北4条東3丁目	○
4	中央体育館	大通東5丁目12-13	×
5	中央小学校	大通東6丁目12-1	○
6	二条小学校	南2条西15丁目291-98	○
7	資生館小学校	南3条西7丁目1-1	○
8	啓明中学校	南9条西22丁目2-1	○
9	幌西小学校	南10条西17丁目1-1	○
10	緑丘小学校	南10条西22丁目3-1	○
11	円山小学校	北1条西25丁目1-8	○
12	向陵中学校	北4条西28丁目1-30	○
13	中島中学校	南12条西7丁目2-1	○
14	山鼻小学校	南14条西10丁目1-1	○
15	伏見中学校	南16条西17丁目1-35	○
16	伏見小学校	南18条西15丁目1-1	○
17	柏中学校	南21条西5丁目1-2	○
18	幌南小学校	南21条西5丁目1-1	○
19	山鼻中学校	南23条西13丁目1-1	○
20	山鼻南小学校	南29条西12丁目1-1	○
21	盤渓小学校	盤渓226番地-4	○
22	宮の森中学校	宮の森1条16丁目5-1	○
23	大倉山小学校	宮の森3条13丁目6-20	○
24	宮の森小学校	宮の森4条6丁目1-1	○
25	三角山小学校	宮の森4条11丁目4-1	○

液状化発生の予想地域



https://www.city.sapporo.jp/kikikanri/higoro/jisin/documents/ekijyoka_cmn.pdf

加えて液状化発生の予想地域にもなっている。

建物全壊率予想 20%以上地域

https://www.city.sapporo.jp/kikikanri/higoro /jisin/documents/zenkai_cmn.pdf



洪水ハザードマップ

https://www.city.sapporo.jp/kikikanri/higoro/fuusui/documents/kozuihazardmap_chuo_minami_joho.pdf



これらの状況から、当事業所周辺は、地震災害時の行動が重要となってくる。

また、近隣地区には琴似川が流れており、洪水にも注意が必要となる。

重ねて、三角山、大倉山、円山などが近くにあり、土砂災害ハザードマップ（資料）を確認し、必要時は地域の支援活動も必要となる。

2. 災害に関する情報の入手方法

災害情報に関しては、札幌市の防災アプリ「そなえ」を施設支給のiPhoneに入職時にインストールしておく。また、施設内には防災用に手動式発電のラジオを常備する。

入職時オリエンテーションで、災害避難所の確認をする。

訪問地域（中央区・西区・東区・北区・手稲区）の地震マップには、各地域の避難所も記載されているため、全て印刷して用意しておく。（資料）

各地域で、訪問中に災害が発生した時には、自分の一番身近な地域の救助活動などにできる範囲で参加し、情報収集を行う。

3. 災害時の連絡先及び通信手段の確認（自治体・家族・職員等）

災害時には、まずは第一に自己の安全を確保する。その上で、緊急連絡フロー（資料）に沿って行動する。

4. 避難を開始する時期、判断基準

札幌市防災アプリの情報を留意して避難開始を判断する（指揮系統は別紙）

5. 避難場所

地震マップは、印刷し訪問靴もしくは車に準備しておく。

6. 避難経路（避難場所までのルート（複数）、所要時間

自施設からの、避難場所へは徒歩で宮の森小学校・向陵中学校とも10分である。自施設にいる場合は、近隣の利用者の安否確認後、緊急時は避難する。家族の安否確認が必要な職員は、自宅まで安全に変えることができる時には帰宅する。帰宅後は、自宅付近の利用者の安否確認、及び近隣の災害支援に協力することもある。

利用者ごとの避難経路に関しては、契約後に近隣の避難所を確認して、利用者及び家族に伝える。

7. 避難方法（利用者ごとの避難方法）

（1）利用者リストの作成方法

- ① 契約時、ADLを確認。（移動に際し使用する用具も記載する。例：杖・車椅子など）
- ② 介助者の有無の確認。
- ③ 事業所内リスク基準によってレベル表に記載する。
- ④ 新たに契約時に、必ずリストの更新を行う。更新は担当者が入れる。
- ⑤ 月に1回（毎月1日）クラウドからデータをダウンロードして印刷し、災害用のバックのマニュアルのリストを差し替える（管理者もしくは事務員）

重症度	ADL 区分	介助者の有無
レベル1	独歩で自分から避難できる	
レベル2a	歩行可能だが介助が必要	有
レベル2b	歩行可能だが介助が必要	無
レベル3a	自力座位は可能だが歩行できないため車椅子での避難が必要、避難の必要性は理解できる	有
レベル3b	自力座位は可能だが歩行できないため車椅子での避難が必要、避難の必要性は理解できる	無
レベル4a	自力座位はできない。避難が必要なことの理解ができるかどうかかわからないが、介助で車椅子に移動し避難できる。医療機器（人工呼吸器・24時間持続点滴など）の装着はない。	有
レベル4b	自力座位はできない。避難が必要なことの理解ができるかどうかかわからないが、介助で車椅子に移動し避難できる。医療機器（人工呼吸器・24時間持続点滴など）の装着はない。	無
レベル5a	寝たきり、車椅子への移動が困難、医療機器（人工呼吸器・24時間持続点滴など）あり。	有
レベル5b	寝たきり、車椅子への移動が困難、医療機器（人工呼吸器・24時間持続点滴など）あり。	無
備考		

- （2） リストに沿って、レベルの高い利用者から安否の確認を行う。（電話が使える時には電話を使用、使えない時には登録がある時にはSNSを使用）

- (3) 介助者がいない寝たきりの利用者の場合レベル4b・レベル5bは、できるだけ早くに現地に安否確認と避難介助に向かう。
- (4) レベルが高い利用者に関しては、契約時に必ず地域の保健センターなどに連絡し、災害避難の協力体制を作れるようにし、地域住民などと連携を図れる体制を作る。
- (5) 必ず、利用者ごとに避難に関する事項（緊急時の連絡先、避難の時の持ち物など）はまとめてベッドサイドのわかりやすい場所に置く。
- (6) 人工呼吸器装着の利用者は、呼吸器業者、主治医と連携してバッテリーの確保の確認をしておく。
- (7) 利用者は、各地区別に分けてグループ化しておく。職員の居住地に合わせて担当を決め、発災時は速やかにそれぞれの担当者の安否確認をする。
- (8) 職員は、訪問開始後2ヶ月以内に利用者と発災時の避難について話し合い、家族とともに避難体制の確認をする。必要時は避難訓練を行う。

8. 関係機関との連携体制等

- (1) 利用者の主治医のいる病院の連絡先リストを指示書が来た時点で作成する、(事務員)
- (2) 医療機器業者の連絡先リストを作成する(事務員)
- (3) 医療材料業者の連絡先リストを作成する(事務員)
- (4) 地域の児童会館・保育所などと常に災害時の協力体制も含めて、相談できるような関係を日常的に作れるようにする。

附則

この規程は、2021年6月1日より施行する。